

令和6年第4回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第122号

令和6年8月29日（木） 山ノ内町役場議場に開く。

令和6年8月29日（木） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第 8号 令和5年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業及び決算の報告について
 - 4 報告第 9号 専決処分の報告について
専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 5 報告第10号 専決処分の報告について
専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 6 報告第11号 専決処分の報告について
専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 7 議案第44号 令和6年度塵芥車購入事業（繰越）の売買契約の締結について
 - 8 議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 9 議案第46号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
 - 10 議案第47号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 11 議案第48号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 12 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 認定第 1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 15 認定第 2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 16 認定第 3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 17 認定第 4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 18 認定第 5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 19 認定第 6号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 20 認定第 7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	湯本寿
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	田村清志君
未来創造課長	堀米貴秀君	産業振興課長	宮崎弘之君
危機管理課長	田中浩幸君	建設水道課長	高木和彦君
住民税務課長	湯本豊君	消防課長	湯本睦夫君
健康福祉課長	小林佳代子君	会計管理者	小林知之君
代表監査委員	山本政宏君		

(午前10時00分)

議長（湯本晴彦君） おはようございます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和6年第4回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

数多くの夢と感動をいただいたパリオリンピックは、8月11日に閉幕しました。連日の日本人選手の活躍に心を動かされた方も多かったのではないのでしょうか。選手本人の努力の積み重ねと選手をサポートする人たちの熱い思いが人々の心を動かすのだと感じました。4年後のロサンゼルス大会に向けて、日本人選手のさらなる飛躍を期待します。

また、本日午前3時、現地時間28日の午後8時にパリパラリンピックの開会式が行われました。史上最多となる167の国と地域に8人の難民選手団を加えた約4,400人の選手が出場予定で、9月8日まで行われます。オリンピックに引き続き、日本人選手をはじめ各国の選手の活躍を期待いたします。

さて、本定例会は、令和5年度一般会計ほか7会計の決算認定をはじめ、補正予算、条例の改正等の重要案件を審議する議会であります。とりわけ今決算の認定は、現町長初の決算審査となります。予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政効果と費用対効果等を審査・審議する極めて重要な案件です。慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長のほうから説明がありますが、全ての案件に対して十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力をいただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

(開 会)

(午前10時03分)

議長（湯本晴彦君） ただいまの出席議員数は13人です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和6年第4回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長（湯本晴彦君） 会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開会に当たり、地方自治法第121条の規定により、山本政宏代表監査委員に出席をいただいております。

次に、本定例会もクールビズを認めますので、重ねてご了承願います。

なお、熱中症対策のため、本会議中は適宜休憩時間を設けますので、水分補給など体調管理にご配慮願います。

それでは、町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

この夏はやはり暑い日が続き、今、九州に上陸しそうな台風だけではなく、全国各所で集中的な豪雨などもあり、世界的に天候不順が顕著になってきている気がします。

ヨーロッパでは、さらに氷河の解氷が進んでいると聞こえてきておりますし、地球温暖化、または沸騰化が進んでいる気がしますので、次の世代に人類誰もが住みやすい地球を残すためにも、町としても待ったなしで脱炭素を進めなければと改めて強く感じております。

そして、8月は終戦の日もあり、戦争について考えさせられる月でした。残念ながら、いまだにウクライナ、パレスチナでは戦争が続いております。世界唯一の被爆国、そして平和憲法を持つ日本だからこそ、もっと世界で対話を通じた平和への仲介役として活躍すべきと感じました。

町の行事としましては、8月10日には山ノ内どんどんを皆様のご協力により無事に開催することができました。花火への寄附もたくさんご協力いただき、当日は若い町民の方々もたくさんご来場いただき、楽しんでいただけたと思います。議員の方々にもいらしていただき、楽しんでいただけたようでよかったと思っております。

8月は、渋温泉や湯田中温泉でもお祭りや歩行者天国、志賀高原では大蛇祭りが開催され、それぞれたくさんの町民や観光客の皆さんで盛り上がり、夏の山ノ内らしくてよかったと思います。

暑い夏が終わると、次は紅葉、そして、またすぐに冬が来ます。早いもので、私も町長に就任して1年半がたちました。私のミッションとしては、将来を見据えた町の改革、町の経済の好循環への転換、次の世代が帰ってきたくなるようなまちづくりを少しずつですが進めております。

町の入り口の一つである湯田中駅のインフォメーションセンター、駅ナカデリも稼働し、民間ではハンバーガー屋さんなどもオープンしてくれているので、少しずつ活気が戻ってきている気がします。しかし、ほかの居酒屋さんの閉店などもあったようで、この冬のインバウンド観光客の食事をする場所が減ってしまう可能性もあります。湯田中区との協定による連携した活性化など、もっと民間と連携し、経済の活性化を加速させたいと思っております。引き続き、今後も様々な手法で町の経済活性化を進めてまいります。

さて、本議会にご提案申し上げる案件は、専決処分を含む報告4件、売買契約の締結1件、規約変更についての議案が1件、令和6年度一般会計等の補正予算3件、条例の一部改正2件、一般会計ほか令和5年度歳入歳出決算の認定についてが7件の計18件です。

十分ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

(開 議)

(午前10時07分)

議長(湯本晴彦君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(湯本晴彦君) 諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る8月22日の議会運営委員会までに受理しました請願・陳情は、請願1件、陳情4件であります。

会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いいたします。

なお、6月定例会で可決されました4件の意見書につきましては、6月20日付で国会及び関係行政庁へ送付いたしました。

去る7月1日に、岳南広域消防組合議会臨時会が招集され、議長の原澤年秋氏が辞任され、芦澤孝幸氏が新たに議長となりました。一般会計補正予算専決処分の報告、財産の取得について原案のとおり可決され、監査委員の選任については、高野良之氏が原案のとおり同意されました。

次に、管外視察について申し上げます。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会の調査活動として実施しております管外視察調査につきましては、委員会ごとに11月末日までに実施されますようお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長(湯本晴彦君) 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

10番 渡 辺 正 男 君

11番 山 本 光 俊 君

12番 小 林 克 彦 君

を指名します。

2 会期の決定について

令和6年第4回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期22日間)

月	日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
---	---	---	-----	---------	---------	-----

8. 29	木	本 会 議	午前10時	午後 5 時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第8号 上程、提案説明、質疑、簡易採決、受理 報告第9号～第11号 上程、提案説明、質疑、受理 議案第44号～第45号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第46号～第48号 上程、提案説明、質疑、委員会付託 議案第49号～第50号 上程、提案説明 認定第1号～第7号 上程、提案説明、監査委員決算審査報告
		全員協議会			本会議終了後
30	金	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会（補正）
31	土	休 会			
9. 1	日	休 会			
2	月	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会（補正）
3	火	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問
4	水	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問
5	木	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問 議案審議 議案第46号～第48号 委員長報告、質疑、討論、採決 議案第49号～第50号 質疑、常任委員会付託 認定第1号～第7号 質疑、予算決算審査委員会付託

6	金	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
7	土	休会			
8	日	休会			
9	月	委員会	午前9時半	午後5時	予算決算審査委員会
10	火	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
11	水	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会
12	木	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会 常任委員会（条例等審査）
13	金	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
14	土	休会			
15	日	休会			
16	月	休会			
17	火	議会運営 委員会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
18	水	休会			
19	木	本会議	午後2時	午後5時	常任委員会・予算決算審査委員会報告

議長（湯本晴彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日8月29日から9月19日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日8月29日から9月19日までの22日間に決定しました。

3 報告第8号 令和5年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業及び決算の報告について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 報告第8号 令和5年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業及び決算の報告についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 報告第8号 令和5年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業及び決算の報告について申し上げます。

この事業及び決算報告書につきましては、観光局定款に基づき評議員会において承認を得たもので、観光局からの提出を受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

細部につきましては、産業振興課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告のご受理をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） これより質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

9番 高田議員。

9番（高田佳久君） 9番 高田佳久です。

3点、お願いしたいと思います。

報告書の1ページのところの実施事業の概要についてご説明されておりますが、この中で分からない部分もありますので、ちょっと確認の意味も含めて教えていただきたいんですけども、この消化仕入方式というのがどういった内容で、これをやることで、何が経営の中で変わっていくかということについてお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

消化仕入方式に関しましては、商品を今まで委託販売で行っておりましたが、商品を委託販売ではなく仕入れにしまして、それを販売した時点で、お客様から消費税をお預かりし消費税を納入していく形でございます。そこら辺、1回勉強はしたんですが、ここで完全に答えることができませんので、大変申し訳ございません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 高田議員。

9番（高田佳久君） また、詳しいのはペーパーでお願いしたいかと思えます。

それと、その次に書いてあります手数料の見直しと明記されているんですけども、これは内容的に増であったのか、減であったのか、内容についてお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） 手数料の見直しに関しましては、増と確認しております。

この場で何%上げたというのはちょっとお答えできませんが、申し訳ございませんが、増にさせていただいたということでございます。

議長（湯本晴彦君） 高田議員。

9番（高田佳久君） ちょっと数字は、また後で提出していただければと思います。

それと、食堂のメニューも5年ぶりの値上げということなんで、これも数字が分かりましたら、値上げ率がどの程度であったかお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） 今覚えている範囲では5%から、物価上昇の分で上げたと思います。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

10番 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

12ページの受託事業特別会計収支計算書なんですけど、収入の部のエキナカ運営事業収入というのが決算額ゼロ円ということで、開店準備で実際に売上げがなかったのかなとは思いますが、13ページのエキナカ運営事業費の中に、仕入れというのが入っているんですよね、食堂材料費。これは、仕入れて年度をまたいで売るということなんですかね。この年度に売上げがないので、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 1件でよろしいですか。

10番（渡辺正男君） はい。

議長（湯本晴彦君） 1件ですね。

産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

こちらの仕入れの件ですが、エキナカのものに関しましては、アルミのカップ、そちらを仕入れた金額となっております。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） そのカップはまた別の項目で、年消耗、時期消耗品委託料の名入れカップだと思ったけれども、消耗品は除いて、名入れカップと、カップデザイン、その下にある食堂材料費、これもカップなのか。3万円ばかりなんだけれども、これがどんなものだったのかお願いしたい。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

こちらなんですけど、3月下旬に飲み物等を仕入れまして、月をまたいでの販売になってしまったので、こちらに材料費として計上させていただいている状況であります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 1点、教えてください。

12ページの収支計算書が受託事業特別会計ということになっているんです。特別会計はいい

と思うんですけども、これは観光局自らやっている事業だと思うんですが、これでも受託ということになるんですか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

当初、道の駅と、それから楓の湯、それから平和公園の管理事業で進めておりましたので、当初の予算立てのときから受託事業特別会計ということで行っておりまして、その関係から受託事業特別会計という名前になっております。

議長（湯本晴彦君） 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） とすると、令和6年度の決算もこういう受託事業で、このまま継続していくのでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

こちら、令和5年のときは4月1日から受託事業で動いておりましたが、令和6年度の本年度に関しましては、名称を変更することも検討して進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

1番 小田孝志議員。

1番（小田孝志君） 1番 小田孝志です。

3ページの田園事業ですが、行く行くは町に移管するというような話も聞いております。いつ頃移管されるのか、予定が分かれば教えていただきたいと思っております。

議長（湯本晴彦君） 1件でよろしいですか。

1番（小田孝志君） 1件です。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

今年度中に移行の予定でおります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 報告第 9号 専決処分の報告について

専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

5 報告第10号 専決処分の報告について

専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

6 報告第11号 専決処分の報告について

専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（湯本晴彦君） 日程第4 報告第9号 専決処分の報告について、専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてから日程第6 報告第11号 専決処分の報告について、専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてまでの3議案を一括上程し、議題とします。

以上3議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 報告第9号から報告第11号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第9号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、概要につきましては、相手方の車両が道路を通過した際に道路陥没箇所に落輪し、右前輪タイヤのパンク及びタイヤホイールが損壊したものです。発生年月日は令和6年3月23日、発生場所は山ノ内町大字夜間瀬11618番地3付近、町道下手丸山土橋線内です。相手方の住所・氏名は千葉県八千代市大和田新田1087番地1 モンサンクレー 3号棟204、中塚聡一郎氏で、損害賠償額は1万7,621円です。

以上について令和6年6月19日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第10号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第14号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、内容は、エンジン草刈り機で草刈りをしていた際、駐車していた車両へ草刈り機から飛んだ石が当たり、助手席側窓ガラスが破損したものです。発生年月日は令和6年5月16日、発生場所は山ノ内町大字平穩3352番地の1、山ノ内町役場公用車駐車場内です。相手方の住所・氏名は山ノ内町大字平穩864番地1、宮崎利子氏で、損害賠償額は2万5,300円です。

以上について令和6年7月19日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてですが、内容は、エンジン草刈り機で草刈りをしていた際、駐車していた車両へ草刈り機から飛んだ石が当たり、助手席側窓ガラスが破損したものです。発生日は令和6年7月27日、発生場所は山ノ内町大字平穏4000番地6、役場職員駐車場内です。相手方の住所及び氏名は山ノ内町大字夜間瀬3330番地、田村茂樹氏で、損害賠償額は2万9,150円です。

以上について令和6年8月9日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

以上、報告第9号から第11号まで一括してご説明申し上げます。十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第9号から報告第11号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号 専決処分の報告について、専決第13号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてから報告第11号 専決処分の報告について、専決第15号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

7 議案第44号 令和6年度塵芥車購入事業（繰越）の売買契約の締結について

8 議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（湯本晴彦君） 日程第7 議案第44号 令和6年度塵芥車購入事業（繰越）の売買契約の締結について及び日程第8 議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第44号及び議案第45号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第44号 令和6年度塵芥車購入事業（繰越）の売買契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、家庭から排出されるごみの安定的な収集運搬を目的に、現在4トン級の塵芥車7台

を運用しておりますが、老朽化した塵芥車の計画的な更新をするため1台購入するもので、有限会社山ノ内自動車工業、代表取締役多田雷二と、1,097万8,000円で売買契約を締結したく議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

令和6年12月2日から後期高齢者の被保険者証がマイナンバーカードと一体化になることから、長野県後期高齢者広域連合規約を整理し、変更する必要が生じました。

なお、規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項により、構成市町村の協議によりこれを定め、長野県知事の許可を受けなければならないこと、また、協議には同法第291条の11により構成市町村議会の議決を経なければならないこととされています。

変更の内容については、長野県後期高齢者医療広域連合規約第4条により、関係市町村が行うものとして被保険者の資格に関する事務など個別に列挙していたものを、「高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づく事務」として包括的な規定に改正するものです。

また、今後の予定については、議会のご承認をいただいた後、広域連合から長野県知事に変更許可申請を行う手続となっております。

なお、議案第44号の詳細につきましては、住民税務課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第44号について、住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第44号について質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 1点、伺います。

この契約金額で車両に必要な物品、例えば、スタッドレスタイヤとかチェーンとかです。多いものは後からまた追加で出てくると思うんですけども、年中使える状態での様式になっているのでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 住民税務課長。

住民税務課長（湯本 豊君） お答えします。

スタッドレスタイヤも含んだ金額となっております。このまま冬期も運用可能としております。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第44号を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第44号 令和6年度塵芥車購入事業（繰越）の売買契約の締結については原案のとおり可決されました。

議案第45号について質疑を行います。

10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

この新旧対照表のところでお願いしたいんですが、新しいところに、「高齢者医療確保法に基づく命令に基づき」という新しい文言が入っているんですが、この高齢者医療確保法に基づく命令というのはどんな内容なんですか。

議長（湯本晴彦君） ここで、答弁整理のため暫時休憩します。

（休憩）

（午前10時48分）

（再開）

（午前10時48分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

確かにご指摘のとおり、命令という文言が入っておりますが、こちらにつきましては、長野県後期高齢者医療連合会からの準則に基づき指定しているものでして、意味合いとしましては、後期高齢者医療確保法に基づく事務と捉えていただいていると思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 普通に今、課長が言われたとおり、確保法に基づきでいいんじゃないかと思ったけれども、この確保法に基づく命令に基づきと、基づく、基づきで、この法律に関して命令というこの辺がちょっと違和感を感じるんですよね。だから、法律に基づく事務を処理するというんだったらすんなりだと思っただけけれども、法律に基づく命令というのがちょっと、違和感があるので、詳しくお分かりでなければいいです。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

確かにご指摘のとおりではございますけれども、今回の規約の文書に関しましては、厚生労働省からの事務連絡により、長野県の広域連合でも改正令を基に従いまして作成しているものですので、こちらでご承認いただければと思います。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第45号を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第45号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

9 議案第46号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）

10 議案第47号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

11 議案第48号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（湯本晴彦君） 日程第9 議案第46号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）

から日程第11 議案第48号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）までの3議案を一括上程し、議題とします。

以上3議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第46号から議案第48号までを一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第46号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正です。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ1億1,925万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億2,836万1,000円とするものです。

地方債の補正では、脱炭素化推進事業の追加と、過疎対策事業、緊急自然災害防止対策事業の増額及び臨時財政対策債の減額により起債の限度額を変更するものです。

補正予算の歳入から申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税については、額の確定による増額補正です。

分担金及び負担金の負担金では、県の保育料軽減事業の実施に伴う減額補正です。

国庫支出金の国庫補助金では、行政システムの改修や運用に関する補助金及び定額減税補足

給付金などをそれぞれ増額補正しております。

繰入金では、減債基金繰入金及び財政調整基金繰入金の減額補正です。

諸収入では、新型コロナワクチン接種助成金の増額補正です。

町債では、安代坂擁壁工事による緊急自然災害防止対策事業、文化センターの施設整備事業などの増額及び臨時財政対策債の減額補正です。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、シティプロモーション、総合行政システム、起業支援強化事業及び定額減税補足給付金に係る事業費などを増額補正するものです。

民生費では、自立支援医療給付費及び地域福祉センター施設修繕費などによる増額です。

衛生費では、コロナワクチン高齢者予防接種実施に係る事業費などを増額計上しております。

農林水産業費では、各地区現地見回りでの地元要望による事業費のほか、かんがい排水施設の修繕や、有害鳥獣駆除に係る事業費などを増額計上しております。

商工費では、空き店舗等活用事業補助金及び海外プロモーションに係る事業費などの増額補正です。

土木費では、各地区現地見回りでの地元要望による事業費及び安代坂急傾斜のり面補強工事の増工に伴う増額です。

教育費では、教員住宅解体設計業務、学校敷地内の支障木伐採業務、PC端末サポート事業、東小学校の屋根修繕工事及び文化センター工事設計監理業務などを増額計上しております。

諸支出金では、北信広域連合の要介護認定支援システムの標準化等に伴うシステム改修の実施による増額です。

次に、議案第47号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,344万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,219万2,000円とするものです。

歳入の内容は、事務費繰入金を453万4,000円、前年度繰越金3,891万1,000円を計上するものです。

歳出の内容は、要介護認定支援システムの標準化等に伴う北信広域連合への分担金の増額と介護給付費負担金等の過年度精算に伴う返還金として諸支出金を計上するものです。

続きまして、議案第48号 令和6年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

基本的収入及び支出につきましては、支出額を58万3,000円増額し、総額1億6,506万2,000円とするものです。

内容につきましては、クラウドシステム回線改修工事の物価高騰による機器調達価格上昇等に伴う補正です。

なお、議案第46号の細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議

の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） ここで、議場整理のため11時10分まで休憩といたします。

（休憩） （午前10時58分）

（再開） （午前11時10分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足の説明を求めます。

議案第46号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） [議案に基づく補足説明]

議長（湯本晴彦君） 議案第46号から議案第48号について一括質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 1点、お願いします。

5ページの地方債補正の関係なんですけれども、追加で脱炭素化推進事業、これは歳出で今ご説明いただきましたけれども、これをあえて起債にするという意味合いはどういうことなんでしょうか。金額からいって、起債はしなくてもいいのではないかと思うんですね。するには政策的な何かがあるんだろうと思いますけれども、ご説明をお願いします。1件です。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

町の財政としましては、できるだけ有利な起債を投入しまして財政の負担を減らしていきたいという観点から、使える脱炭素債、推進事業債がございましたので、こちらが充当率90%、交付税算入率が50%ということがございましたので、財政サイドと検討して、起債を借りることにさせていただいたこととございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男議員。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

2点、お願いします。

9ページ、歳入の民生費負担金、保育所費現年度分で198万円の減額、保育所の未満児の保育料軽減なのかなと思いますが、この県の事業に合わせて減額、片方でまた、県の支出金で歳入がありますが、実際に県の事業として行われる保育料の軽減とはどんな内容なんでしょうか。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えします。

議員おっしゃられたとおり、県の事業に合わせてということで実施をさせていただくものがございます。

保育料につきましては、既に国費で支援していただいたり、県からの支援もあってということで行っておりますけれども、今回の軽減措置につきましては、多子世帯につきましては、もう

1子目の方から、2、3、4、それ以降の方につきましても、軽減がなかった方についても、所得の制限はありますけれども半額にするですとか、今まで半額の世帯のお子さんにつきましては無償化にするということがありますので、それぞれの方の内容につきまして全て説明することはできませんけれども、今年の令和6年度の4月から県としては施行になっております。令和7年4月からは全市町村対応してほしいというようなこともありました。

山ノ内町につきましては、6月議会でシステム改修を行わせていただいて、9月からスタートが切れる準備になりましたので、9月から軽減措置を進めさせていただきたいということでございます。県の支援につきましては、2分の1補助でございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 2点目ですけれども、22ページの教育費、文化センター管理費の500万円の工事設計監理ですが、文化センターのソーラーパネル設置で耐震検査が必要になったということなんですけれども、このソーラーパネルをどんな規模で、どこに設置するんですか。屋根の上なんですかね。窓ガラスだったり、いろんな形でソーラーパネルというのは出てきていると思うんですが、単純に屋根の上に乗せるという構想なんでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、文化センターの屋根に設置する予定であります。南側の屋根といたしますか、こちらから見える屋根のところを可能な限り張る予定です。大体1メートル50センチの80センチぐらいの1枚のパネル、これを128枚、今のところ設置する予定であります。この事業に当たりまして、国の補助金等を活用する中で行わせていただく予定としております。

それと、壁に張るようなそういったものについては、まだ認証を受けていないとありますので、活用は考えておりません。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 128枚というと結構な重さなのかなと思いますけれども、仮にこれ、500万円で耐震検査と設計監理をしてもらうんですが、実際に耐震補強が必要になった場合に、また増工というんですか、改修工事にお金がかかるということになるんでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

パネルなんですけれども、先ほどの大きさのもので大体1枚15キロから20キロ、メーカーによって違うんですけれども、そこに課題といたしますか、パネルを支えるもの、そういったものを含めると、総重量で2.5トンぐらいから3トンぐらいになると想定をしております。仮に耐震診断で無理となった場合については、またそのときに検討してまいりたいと考えております。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議案第46号から議案第48号までの3議案について予算決算審査委員会に審査を付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第48号までの3議案については、予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

審査結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるよう願います。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおりで予定しておりますので、ご確認願います。

12 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

13 議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第12 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13 議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第49号及び議案第50号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、山ノ内町新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金事業の財源として、山ノ内町新型コロナウイルス感染症拡大防止基金に積立てを行ってきましたが、令和5年度末をもって当該補給金事業に係る基金の積立てが終了し、今後も国の制度による新たな積立てがないことから、条例の一部を改正するものです。

続いて、議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の内容は、令和6年12月2日から被保険者証がマイナンバーカードと一体化となり廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない場合、過料に処する規定を削除するものです。

以上、議案第49号及び議案第50号を一括してご説明申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

- 14 認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 15 認定第2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 19 認定第6号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 20 認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（湯本晴彦君） 日程第14 認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20 認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括上程し、議題とします。

以上7件について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 認定第1号から認定第7号までの7件について一括してご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

決算規模については、新型コロナウイルス感染症関連事業が5類移行に伴い縮小した影響により、前年度より減少しております。

歳入総額は対前年度9.2%減の76億6,892万1,884円、歳出総額は対前年度8.5%減の73億6,370万2,407円です。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は3億521万9,477円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億516万円で、いずれも黒字です。

実質収支比率は6.3%で、前年度対比1.6ポイントの減となりました。

以下、万円単位で申し上げます。

単年度収支は、前年度の実質収支額と比較して7,219万円の減となりました。

歳入では、町税が16億9,905万円で、住民税、入湯税などの増により前年度比2,862万円の増となったほか、寄附金ではふるさと寄附金などの増により、3,991万円の増となりました。

一方で、国庫支出金が子育て世帯等臨時特別支援事業の終了などにより、前年度比1億7,013万円の大幅減となったほか、町債では新東部浄水場建設事業及び社会体育館解体事業の完了により6億161万円の減となり、歳入全体では7億7,595万円の減となっております。

歳出では、新型コロナ対応事業者支援給付金の終了などで、商工費が前年度対比で1億2,440万円の減となったほか、社会体育館解体工事の完了などにより、土木費が1億5,314万円

の減となりました。諸支出金では、新東部浄水場建設事業の完了による出資金の減などにより5億14万円の減となり、歳出全体では6億8,147万円の減となりました。

なお、財政の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

続きまして、認定第2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について申し上げます。

まず、事業勘定について申し上げます。

保険の加入状況は、前年度末に比べ、世帯数では32世帯減の1,954世帯、被保険者数では98人減の3,145人となっております。

歳入決算額は14億9,225万5,600円で、前年度比0.83%の増、歳出決算額は14億7,692万5,802円で、前年度比0.73%の増となっており、歳入歳出差引額は1,532万9,798円です。

令和5年度の国民健康保険税の税率に変更はありませんが、新たに子育て世帯の負担軽減の観点から産前産後の国民健康保険税を6人分軽減し、出産育児一時金の給付額を42万円から50万円へ増額改定し、8人分給付しました。

また、長野県では県下市町村で国民健康保険税率を統一していけるよう、令和9年度までに国民健康保険税の算定方式を3方式に統一するとの目標を示しています。このため、町国民健康保険運営協議会に諮問しご審議をいただいた結果、令和6年度から国民健康保険税の算定方式としての資産割を廃止することとしました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

歳入決算額は12万2,554円、歳出決算額は12万2,318円で、歳入歳出差引額は236円となりました。歳入歳出の内容は、一般管理費及び基金利子の積立てです。

次に、認定第3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

保険の加入状況は、被保険者数では18人増の2,774人となっております。

歳入決算額は1億9,543万8,254円で、前年度比6.35%の増、歳出決算額は1億9,460万2,054円で、前年度比6.16%の増で、歳入歳出差引額は83万6,200円です。

制度施行16年目となりますが、被保険者数が増え、総医療費及び1人当たりの医療費も増加しております。

次に、認定第4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は18億7,753万6,721円、歳出決算額は18億2,388万3,213円で、歳入歳出差引額は5,365万3,508円です。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の3年目であり被保険者は減少している一方で、高齢化は進行していますが、要介護認定者数及び保険給付費は減少しており、計画の数値には届いていない結果となっております。

認定第5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額 5 億 440 万 9,424 円、支出額は 4 億 8,292 万 7,944 円です。

資本的収入及び支出は、収入額 3,115 万 4,000 円、支出額は 1 億 3,759 万 9,551 円となっております。

続いて、認定第 6 号 令和 5 年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額 1 億 6,839 万 1,036 円、支出額は 1 億 6,380 万 4,168 円です。

資本的収入及び支出は、収入額 2,982 万 1,000 円、支出額は 6,410 万 6,161 円です。

次に、認定第 7 号 令和 5 年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額 4 億 2,690 万 9,668 円、支出額は 3 億 3,849 万 5,299 円です。

資本的収入及び支出は、収入額 2 億 6,497 万 1,370 円、支出額は 4 億 751 万 5,835 円です。

なお、認定第 1 号から第 4 号までについては会計管理者から、認定第 5 号から第 7 号までについては建設水道課長から補足の説明を申し上げますので、十分ご審議の上、認定をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。説明は特に要点を整理し、簡潔明瞭に願います。

認定第 1 号から認定第 4 号までの 4 件について、会計管理者。

会計管理者（小林知之君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） 会計管理者に申し上げます。

補足説明をここで一旦中断し、続きを午後に回したいと思います。

ここで、昼食のため午後 1 時 10 分まで休憩します。

(休 憩) (午前 11 時 55 分)

(再 開) (午後 1 時 10 分)

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足の説明を続行します。

会計管理者。

会計管理者（小林知之君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） 続いて、認定第 5 号から認定第 7 号までの 3 件について、建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） ここで、山本代表監査委員から決算審査の報告を受けることにします。

山本代表監査委員、登壇。

(代表監査委員 山本政宏君登壇)

代表監査委員（山本政宏君） ただいまご指名をいただきました山本政宏でございます。

それでは、初めに、令和 5 年度山ノ内町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見につい

てご報告申し上げます。

1. 審査の対象

(1) 歳入歳出決算

令和5年度山ノ内町一般会計及び特別会計。

(2) 実質収支に関する調書

(3) 財産に関する調書

2. 審査の期間は、ここに明記してある7日間で実施いたしました。

3. 審査の方法

令和6年6月19日付6山総第84号をもって、山ノ内町長から審査に付された令和5年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書・事項別明細書・実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の諸帳簿・証書類と照合し、計数の確認及び必要に応じ関係課・局などの説明を聴取し、予算の執行状況など、その適否について審査を実施いたしました。

4. 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係所管の諸帳簿と符合して正確であることを認めました。

また、各決算の内容及び予算の執行状況についても適正であると認めました。

なお、総括概要は2ページから5ページに、一般会計の概況は5ページから7ページに、特別会計の概況は7ページから10ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

11ページには、審査の総括意見を記載させていただいております。その中におきまして、財政状況を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる経常収支比率は、前年度は83.6%でしたが、今年度は86.0%と弾力性が低くなり、前年度に比べ2.4ポイント悪化となりました。

財政力を判断する指標である財政力指数は0.370で、前年度から0.013下がり、長期にわたる低下傾向に歯止めがかからず、年々財政力は弱くなっていると判断されます。

このようなことを考え、人口減少、少子高齢化、公共施設の大規模修繕などで厳しい財政状況が続いておりますけれども、費用対効果を踏まえ、事業を取捨選択し、第6次総合計画に掲げた基本目標達成のための一層の取組が望まれると総括いたしました。

なお、その下に、個別意見として13項目を列記してございますが、これを読ませさせていただきます。

1. 組織体制の充実を図り、適正な人事行政を推進すること。また、職員の働きやすい職場環境を整え、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策を引き続き推進されたい。

2. 第7次行政改革大綱を踏まえ、多様化する行政ニーズや重点施策に対し、限られた人材でも対応できるよう他の自治体の取組事例などについて十分に調査研究をし、引き続き

活用されたい。

3. 行政手続等のデジタル化については、幅広い住民サービスの向上と事務の効率化を引き続き図られたい。
4. 税・料金等の収納率向上のため、関係課で連携し、徹底した取組をされたい。また、より徹底した滞納処分と適正な不納欠損処分を行われたい。
5. 観光局への補助金等は内容を明確にし、町が関与できる組織体制となるよう図られたい。
6. ブランド農業生産振興対策について、安定的な品質と生産の向上とともに、山ノ内ブランドの強化に努められたい。
7. 空き家等対策については、移住・定住対策も含め、積極的な取組を引き続き進められたい。
8. 移住・定住の促進に向け、希望者の掘り起こし、田舎暮らしの魅力発信、移住後のサポートをさらに推進されたい。
9. 結婚支援事業の充実に向け、幅広く視野を広げ、移住国際交流推進室とも連携しながら事業の一層の推進を図られたい。
10. 災害等に備え、危機管理体制を整えるとともに、住民に対する啓発・指導を積極的に行い、自主防災意識の向上と組織へのサポートを進められたい。
11. 消防団活動への理解や協力をより一層得られるよう、また、団員確保に当たっては、地域の組織とも連携し努められたい。
12. 小学校の統合については、十分な議論の上、速やかに実現に向け取り組まれたい。
13. 山ノ内スポーツクラブ運営については、学校部活動の地域移行を踏まえ、関係課との連携を図り、実行に移されたい。

以上でございます。

次に、令和5年度山ノ内町公営企業会計決算審査意見について報告させていただきます。

1. 審査対象

水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計。

2. 審査の期間は、明記してある3日間で実施いたしました。

3. 審査の方法

令和6年6月19日付6山総第85号をもって、山ノ内町長から審査に付された公営企業会計の決算報告書・財務諸表及び決算附属書類が法令に準拠して作成され、これらの書類が事業の経営成績及び財政状態の表示並びに計数の適否の確認とともに、必要に応じ各種資料の提出に合わせた説明の聴取などにより審査を実施いたしました。

審査の結果として、審査に付された各事業の決算報告書・財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に定める様式に準拠し作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し正確であり、令和5年度の経営成績及び財政状態を適正に表示されているものと認めました。

予算の執行状況、経営成績及び財政状態の概要等は、水道事業会計については2ページから4ページ、公共下水道事業会計については5ページから6ページ、農業集落排水事業会計には7ページから8ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、各会計に対し審査意見を付してあるので、これを読ませていただきます。

まず、4ページの水道事業会計の審査意見として4つ列挙してございます。

施設の老朽化に伴う計画的な更新及び水道水の安定供給に努められたい。

水源地の維持管理作業等においては、安全で効率的な方法を引き続き検討されたい。

経費節減と事業改善について具現化し、健全経営の維持を図られたい。

収納率の向上のため、引き続き徹底した取組を検討されたい。

次に、6ページの下水道事業会計の審査意見として2つ列挙してございます。

ストックマネジメント推進による計画的な事業実施を進められたい。

収納率向上のため、引き続き徹底した取組をされたい。

次に、8ページの農業集落排水事業会計の審査意見として1つ列挙してございます。

収納率向上のため、引き続き徹底した取組をされたい。

以上でございます。

議長（湯本晴彦君） 監査委員におかれましては、大変ご苦労さまでした。

監査委員による審査の結果は、全ての会計が適正であるとの報告でありました。

議長（湯本晴彦君） それでは、以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午後 2時13分)